

令和5年 第2回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

5月10日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和5年第2回美瑛町議会臨時会
令和5年5月10日午前9時30分開会

- | | | |
|----------|---------|----------------------|
| 第 1 | | 仮議席の指定について |
| 第 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 3 | 選挙第 1 号 | 議長の選挙について |
| 第 4 | | 会期の決定について |
| 第 5 | 選挙第 2 号 | 副議長の選挙について |
| 第 6 | | 議席の指定について |
| 第 7 | 発議第 1 号 | 美瑛町議会常任委員会委員の選任について |
| 第 8 | 発議第 2 号 | 美瑛町議会運営委員会委員の選任について |
| 第 9 | 選挙第 3 号 | 大雪消防組合議会議員の選挙について |
| 第 10 | 選挙第 4 号 | 大雪清掃組合議会議員の選挙について |
| 第 11 | 選挙第 5 号 | 大雪葬斎組合議会議員の選挙について |
| 第 12 | 選挙第 6 号 | 大雪地区広域連合議会議員の選挙について |
| 第 13 | 議案第 1 号 | 専決処分について |
| 第 14 | 議案第 2 号 | 専決処分について |
| 第 15 | 議案第 3 号 | 専決処分について |
| 第 16 | 議案第 4 号 | 監査委員の選任について |
| 追加日程 | | |
| 第 16 の 2 | 発議第 3 号 | 美瑛町議会議会報特別委員会の設置について |
| 第 16 の 3 | | 所管事務調査の申し出について |

○出席議員（14名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
9番	杉山勝雄	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	池	田	由	行	君
会	計	小	杉	昌	敏	君
総	務	今	瀧		毅	君
まちづくり推進課	長	新	村		猛	君
移住定住推進室	長	土	井	寛	久	君
税	務	川	合	実	智代	君
住	民	庄	司	篤	史	君
保	健	高	木	比	斗志	君
商	工	高	島	和	浩	君
文	化	才	川	健	一	君
農	林	吉	川	智	巳	君
建	設	平	間	克	哉	君
水	道	岩	佐	和	男	君
町立病院事務局	長	観	音	太	郎	君
総	務	真	鍋	大	輔	君
総	務	松	岡		步	君
教	育	鈴	木	貴	久	君
管	理	梶	原	祐	治	君
図	書	山	上	修	司	君
農	業	只	野		透	君
農	業	栗	原	行	可	君
代	表	大	西	宣	充	君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君
次 長 才川 育世 君

臨時議長の紹介

○事務局長（今野聖貴君） おはようございます。議会事務局長の今野です。本臨時会は、一般選挙後、はじめての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の武田信玄議員をご紹介します。武田議員、議長席にお着きください。

（臨時議長 武田信玄議員 議長席に着席）

臨時議長挨拶

○臨時議長（武田信玄議員） ただいま紹介されました武田信玄です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、会議開始前に新しい議員も当選されましたので、議員の自己紹介を行いたいと思います。仮議席順に、簡潔に自己紹介をお願いいたします。それでは、仮議席1番の方からお願いいたします。

（各議員自己紹介を行う）

○仮1番（青田知史議員） 仮の1番、青田知史でございます。無投票ながら、2期目を迎えることが出来ました。4月に施行しました自治基本条例の32条議員の責務、しっかり胸に刻みまして、2期目町民の皆様の声聞いてしっかりと頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮2番（京屋愛子議員） 2番、京屋です。まさか4年前に辞めてここに二度と戻ってこないだろうと思っておりましたが、私はちょっと選挙で選ばれたわけではありませんので、これからの私の質を町民の皆さん見てると思いますので、頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮3番（桑谷 覺議員） 3番、桑谷です。役場前で店を構えております。今度4期目でございますので、4期目の桑谷覺です。よろしくお願いいたします。

○仮4番（興柁勝也議員） 仮番号4番、興柁勝也1期目です。今回やっぱり、町議選無投票、30代40歳代の若い世代の議員がいない状況をちょっと憂いているところですけども、行政の監視機能をはじめとする議員の責務を果たすことはもとより、若い世代にも議会への関心を持ってもらえるよう、しっかり議員活動に努めていく所存です。以上。

- 仮5番（坂田昌則議員）** 坂田昌則です。置杵牛で農業をやっております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 仮6番（白石久代議員）** 白石でございます。2年ほど前から、議員さんへのアンケートを友人たちと実施しておりました。そのときの純粋な町民目線の気持ちと、これからはそれに広く深く情報を集める作業をして、町のために私の残りの人生を使いたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 仮7番（杉山勝雄議員）** 7番、杉山です。私はこの間、議会の周りで出たり入ったりを繰り返しておりますが、また思い掛けず復帰することになりました。それで出たり入ったりを繰り返しますと、一つ自慢と申しますか、言えることは、常に町民目線でいられるかなということです。4年間、町民目線を貫いてやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
- 仮8番（高田紀子議員）** 8番、高田です。今回2期目ということで、また1からの気持ちを携へて、町民の方々の声を伝えていきたいと思ひています。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 仮10番（谷本憲一議員）** 10番、朗根内の谷本です。私は農業しております。農家出身ですので、まず美瑛町農業の振興と発展、そして町民一人一人が参加する魅力ある、また開かれたまちづくりを目指していきたいと思ひております。新人ですので分からないことがたくさんあるかと思ひますけれども、4年間一生懸命頑張りたくと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。
- 仮11番（野村祐司議員）** 11番、野村です。3期目でこの議席に立たせていただきました。幸町在住でございます。議員の本分、それから町の声きちっと議会に届ける、それを胸にこの4年間活動させていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 仮12番（八木幹男議員）** 12番、八木です。4期目になります。生まれたときから世間を騒がせてきた団塊の世代であります。これからまた、1日1日大事に議員生活を送っていきたく、このように感じておりますので、よろしくお願ひをいたします。
- 仮13番（保田 仁議員）** 13番、保田仁でございます。2期目になります。64歳でございます。まだまだ若いと思ひております。1期目3年間はコロナ感染の中です、やり残したこともたくさんあります。2期目に向かってですね、美瑛町の発展のため、美瑛町民のために精一杯頑張りたくと思ひます。よろしくお願ひをいたします。
- 仮14番（山本賢一議員）** 14番、山本賢一です。議員2期目となりました。今後ともですね、しっかりと努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（武田信玄議員）** 武田信玄でございます。皆様も日頃、何と申しまししょうか、国道の入り口に武田信玄と書いてあります。農業を主体としてやっております。そのほかに施設経営とか、いろんな商工会のこともやっております。よろしくお願ひいたします。

開会及び開議宣告

○臨時議長（武田信玄議員） それではただいまから、令和5年第2回美瑛町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人でございます。

本日の議事日程は、印刷物で配付のとおりであります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○臨時議長（武田信玄議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の方もご起立をお願いいたします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

町長就任の挨拶及び招集挨拶

○臨時議長（武田信玄議員） それでは、角和町長から町長就任のご挨拶及び本臨時会招集のご挨拶があります。

（「はい」の声）

はい、角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆様おはようございます。令和5年第2回美瑛町議会臨時会、新たに当選をされました議員の皆様のご出席で開催されましたことを心より御礼申し上げる次第でございます。また、統一地方選挙後の初めての議会でございます。改めまして当選をされました議員の皆様方、心よりお喜び、お祝いを申し上げます次第でございます。どうぞこれからの4年間、町行政に対しましてご指導賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

おかげさまで、私も温かい町民の皆様のご支援をいただきまして、町長職再選をさせていただきました。町民、有権者の皆様にご心より御礼申し上げます。2期目となります。今こうしてこの場に立たせていただいております、1期目とは全然違う質の違う責任の重さ、重責を感じ、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。町民の皆様方からいただきましたご期待ですとか、信託に応えるべく全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。言うまでもなく、この町の主人公は町民の皆様でございます。町民の皆様のお思いや願い、夢が叶う、そのような行政の運営を図ってい

くために全力を尽くしてまいります。幸い非常に優秀な職員がそろっております。職員一同、一丸となりまして、未来の美瑛町のために頑張ってまいります所存でございます。

そして、議会議員の皆様方におかれましては自治体の2元代表制の原則をもちろん踏まえて、緊張感の中ではございますが、しかし深い信頼関係のもとで、将来の美瑛町についての政策論議等を深めさせていただければ非常にありがたいなと感じているところでございます。この点につきましても、議員の皆様方のご協力、ご指導賜りますよう心よりお願いを申し上げます次第でございます。議会議員の皆様方のますますのご健勝、ご活躍、そして令和5年度始まりましたこの1年、また美瑛町民にとりましてすばらしい1年になりますよう、ご祈念を申し上げます、就任と開会のご挨拶に代えさせていただきます。

令和5年度第2回美瑛町議会臨時会に提案をさせていただきます議案の要旨につきましてご説明をさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号につきましては、令和4年度的美瑛町一般会計、美瑛町老人保健施設事業特別会計2会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分をしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。一般会計補正予算につきましては、地方譲与税等、各種交付金及び特別交付税、まちづくり寄附金等の確定に伴う基金積立金の追加、その他事業費確定による財源調整の補正などであります。老人保健施設事業特別会計につきましては、基金利子を積立てする追加補正であります。

議案第3号、専決処分につきましては、令和5年度的美瑛町一般会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものです。補正の内容につきましては、国による低所得の子育て世帯に対する生活支援給付金事業の追加であります。

議案第4号、監査委員の選任についてでございますが、監査委員の任期満了に伴い、議会の同意を得て議員の中から監査委員の選任をお願いするものでございます。

以上、議案4件についてご提案いたしますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、心よりお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（武田信玄議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○臨時議長（武田信玄議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、臨時議長において、仮議席1番、青田知史議員と、仮議席14番、山本賢一議員を指名いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩宣告（午前 9時46分）

再開宣告（午前10時09分）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（武田信玄議員） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口を閉める）

ただいまの出席議員は14名です。

次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人に仮議席8番、高田紀子議員と、仮議席14番、山本賢一議員を指名いたします。立会人には、後ほど開票の立会いを願います。

投票用紙の配布をいたします。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

はい。異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名のみを記載してください。

ただいまから投票を行います。点呼に応じて議長席に向かって右から登壇し、投票した後は左から降りて自席に戻ってください。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（今野聖貴君） それでは、議席番号及び議員名を私が呼びいたしますので、呼ばれた方は議長席右側から出て、投票をして左側のほうから退席願います。

仮議席1番、青田知史議員。

仮議席 2 番、京屋愛子議員。
仮議席 3 番、桑谷覺議員。
仮議席 4 番、興梠勝也議員。
仮議席 5 番、坂田昌則議員。
仮議席 6 番、白石久代議員。
仮議席 7 番、杉山勝雄議員。
仮議席 8 番、高田紀子議員。
仮議席 10 番、谷本憲一議員。
仮議席 11 番、野村祐司議員。
仮議席 12 番、八木幹男議員。
仮議席 13 番、保田仁議員。
仮議席 14 番、山本賢一議員。
仮議席 9 番、武田信玄臨時議長。
以上であります。

○臨時議長（武田信玄議員） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。8 番、高田紀子議員と 14 番、山本賢一議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 14 票。無効投票 0 票です。有効投票のうち、野村祐司議員 8 票、八木幹男議員 6 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、野村祐司議員が議長に、当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場の出入口を開く）

ただいま、議長に当選されました野村祐司議員が議場におります。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長就任挨拶

○臨時議長（武田信玄議員） 議長に当選されました野村祐司議員から発言を求められておりま

すので、これを許します。

(「はい」の声)

野村議員。

(議長 野村祐司議員 登壇)

○議長(野村祐司議員) それでは、議長就任のご挨拶をさせていただきます。只今、令和5年第2回美瑛町議会臨時会において、議員各位のご賛同、ご承認をいただきまして議長に就任をさせていただきました。ありがとうございます。議長職の職責を鑑みると、その重責に身の引き締まる思いでございます。つきましては中立、公平に議事を主導し、運営を心掛けるものでございます。加えて議会は町長と対等の関係にあります。行政をチェックする大切な役割を置いていることを十分に認識して職責を果たしたいと考えております。議員各位のご協力、ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○臨時議長(武田信玄議員) これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。議長、議長席にお着きをお願いします。

(臨時議長 武田信玄議員 退席)

(議長 野村祐司議員 議長席に着席)

日程第4 会期の決定について

○議長(野村祐司議員) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

おはかりします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

しばらく休憩をいたします。

休憩宣告(午前10時27分)

再開宣告(午前10時38分)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長(野村祐司議員) 日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

ただいまの出席議員は14人です。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に仮議席2番、京屋愛子議員と仮議席5番、坂田昌則議員を指名します。立会人には、後ほど開票の立会いをお願いいたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名のみを記載してください。

ただいまから投票を行います。点呼に応じて議長席に向かって右側から登壇し、投票した後は左側から降りて自席にお戻りください。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票お願いいたします。

○事務局長(今野聖貴君) それでは、議席番号及び議員名をお呼びいたします。

仮議席1番、青田知史議員。

仮議席2番、京屋愛子議員。

仮議席3番、桑谷覺議員。

仮議席4番、興梠勝也委員。

仮議席5番、坂田昌則議員。

仮議席6番、白石久代議員。

仮議席7番、杉山勝雄議員。

仮議席8番、高田紀子議員。

仮議席9番、武田信玄議員。

仮議席10番、谷本健一議員。

仮議席12番、八木幹男議員。

仮議席13番、保田仁議員。

仮議席14番、山本賢一議員。

仮議席11番、野村祐司議長。

以上であります。

○議長（野村祐司議員） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声）

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。2番京屋愛子議員と、5番坂田昌則議員は、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

それでは、選挙の結果を報告します。投票総数14票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票13票。無効投票1票です。有効投票のうち、高田議員10票。桑谷議員2票。武田議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、高田議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（議場の出入口を開く）

ただいま副議長に当選されました高田議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長就任挨拶

○議長（野村祐司議員） 副議長に当選されました高田紀子議員から発言を求められておりますので、これを許します。

（「はい」の声）

高田紀子議員。

（副議長 高田紀子議員 登壇）

○副議長（高田紀子議員） 高田です。本日はありがとうございます。これから、コロナが落ちついたとはいえ、まだ不安な生活が町民の皆さまにはある中で、美瑛町としてもたくさん課題を抱えています。今回私、副議長に当選させていただきまして、議長の補佐をしっかり務め、議員の皆さま方のお知恵をお借りして、町民の安心・安全な暮らしをつくっていきたく思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） ここでしばらく休憩をいたします。

休憩宣告（午前10時50分）

再開宣告（午前11時30分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議席の指定について

○議長（野村祐司議員） 日程第6、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付しました議席表のとおり指定をいたします。

日程第7 発議第1号 美瑛町議会常任委員会委員の選任について

○議長（野村祐司議員） 日程第7、発議第1号、美瑛町議会常任委員会委員の選任についての件を議題とします。常任委員の選任は、美瑛町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

おはかりします。常任委員の選任は、正副議長のほか4人で構成する選考委員により、各議員の希望、意見を調整し、議長において指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって常任委員の選任は、正副議長のほか4人で構成する選考委員により、各議員の希望、意見を調整し、議長において指名することに決定をいたしました。

おはかりします。正副議長のほか4人の選考委員の選出については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。

したがって、正副議長のほか4人の選考委員の選出は、議長において指名することに決定をいたしました。

選考委員は、正副議長のほか、5番保田仁議員、9番杉山勝雄議員、11番谷本憲一議員、12番山本賢一議員、以上4名を指名いたします。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました正副議長のほか4人を選考委員として指名することにご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、正副議長のほか、5番保田仁議員、9番杉山勝雄議員、11番谷本憲一議員、12番山本賢一議員の4人を選考委員とすることに決定をいたしました。

しばらく休憩します。

休憩宣告（午前11時33分）

再開宣告（午前11時42分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

美瑛町議会常任委員会委員の所属については、美瑛町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配付しました常任委員所属表のとおり指名をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、美瑛町議会常任委員会委員の所属については、お手元に配布しました常任委員所属表のとおり選任することに決定しました。

ただいま議長が産業経済常任委員会に所属することになりました。しかし、議長の職責上どの委員会にも出席でき、可否同数の場合の採決権など、議長の権限を考慮したとき、議長が個々の委員会に所属することは適当でないと思います。したがって、ただいま指名されました産業経済常任委員を辞任いたしたく申し出をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩宣告（午前11時43分）

再開宣告（午前11時43分）

○副議長（高田紀子議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長の常任委員辞任についての件を議題といたします。常任委員の辞任は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、議長の退席を求めます。

（議長退場）

産業経済常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、産業経済常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議長の産業経済常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

ここで議長の除斥を解きます。

（議長入場）

○議長（野村祐司議員） ここで、しばらく休憩をいたします。休憩中に、各常任委員会では委

員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を願います。

休憩宣告（午前 11 時 46 分）

再開宣告（午後 1 時 00 分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。総務文教常任委員会委員長に八木幹男議員、副委員長に保田仁議員。産業経済常任委員会委員長に山本賢一議員、副委員長に桑谷覺議員。以上のとおり互選されました旨の報告がありました。

日程第 8 発議第 2 号 美瑛町議会運営委員会委員の選任について

○議長（野村祐司議員） 日程第 8、発議第 2 号、美瑛町議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。議会運営委員会の選任は、美瑛町議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

おはかりします。議会運営委員の選任は、正副議長のほか 4 人で構成する選考委員により意見を調整し、議長において指名をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の委員は、正副議長のほか 4 人で構成する選考委員により意見を調整し、議長において指名することに決定をいたしました。

おはかりします。正副議長のほか 4 人の選考委員の選出については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、正副議長のほか 4 人の選考委員の選出は、議長において指名することに決定いたしました。

選考委員は、正副議長のほか、5 番保田仁議員、9 番杉山勝雄議員、11 番谷本憲一議員、12 番山本賢一議員、以上 4 人を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました正副議長のほか 4 人を選考委員として指名することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、正副議長のほか、5 番保田仁議員、9 番杉山勝雄議員、11 番谷本憲一議員、12 番山本賢一議員の 4 人を選考委員とすることに決定をいたしま

した。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩宣告（午後 1時03分）

再開宣告（午後 1時14分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

美瑛町議会運営委員会の委員については、お手元に配付しました。美瑛町議会運営委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、美瑛町議会運営委員会委員については、お手元に配布しました議会運営委員会委員名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。休憩中に、議会運営委員会を開催して、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

休憩宣告（午後 1時15分）

再開宣告（午後 1時23分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。美瑛町議会運営委員会委員長に杉山勝雄議員、副委員長に保田仁議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで、議員協議会を開きたいと思います。議員協議会が終了するまで休憩をいたします。

休憩宣告（午後 1時23分）

再開宣告（午後 1時45分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 9 選挙第 3 号 大雪消防組合議会議員の選挙について

日程第 10 選挙第 4 号 大雪清掃組合議会議員の選挙について

日程第 11 選挙第 5 号 大雪葬斎組合議会議員の選挙について

日程第 12 選挙第 6 号 大雪地区広域連合議会議員の選挙について

○議長（野村祐司議員） 日程第 9、選挙第 3 号、大雪消防組合議会議員の選挙、日程第 10、選挙第 4 号、大雪清掃組合議会議員の選挙、日程第 11、選挙第 5 号、大雪葬斎組合議会議員の選挙及び日程第 12、選挙第 6 号、大雪地区広域連合議会議員の選挙を一括して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、日程第9から日程第12までを一括して選挙を行うことに決定をいたしました。

おはかりします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

おはかりします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

選挙第3号、大雪消防組合議会の議員は、大雪消防組規約第5条第2項の規定によって、野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員を。

選挙第4号、大雪清掃組合議会の議員は、大雪清掃組規約第5条第2項の規定によって、野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員を。

選挙第5号、大雪葬斎組合議会の議員は、大雪葬斎組規約第5条第2項の規定によって、野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員を。

選挙第6号、大雪地区広域連合議会の議員は、大雪地区広域連合規約第8条の規定によって、野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員を指名いたします。

おはかりします。ただいま議長が指名しました大雪消防組合議会の議員、大雪清掃組合議会の議員、大雪葬斎組合議会の議員及び大雪地区広域連合議会の議員の方々を当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大雪消防組合の議員に野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員が。大雪清掃組合議会の議員に野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員が。大雪葬斎組合議会の議員に野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員が。大雪地区広域連合議会の議員に野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員が当選されました。

ただいま、それぞれの一部事務組合及び広域連合議会の議員に当選されました野村祐司議員、高田紀子議員、八木幹男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により

当選の告知をいたします。

これをもって、本会議の構成は全て決定されました。

このあとは、議会と執行機関との相互の協調とけん制によって、町政の伸張と町民の福祉の増進を目指し、議員各位の研鑽によって町政の推進と円滑なる議会運営に努められ、町民の信託に、答えられるよう、一層のご精進をお願い申し上げる次第でございます。

ここでしばらく休憩いたします。これから、全員協議会を開催いたします。

休憩宣告（午後 1時49分）

再開宣告（午後 3時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営について

○議長（野村祐司議員） ここで本臨時会の議会運営について、杉山勝雄議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

杉山議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 杉山勝雄議員 登壇）

○議会運営委員会委員長（杉山勝雄議員） 朗読をもって報告いたします。

（議会運営について報告をする）

（報告文の記載を省略する）

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これで議会運営についての報告を終わります。

おはかりします。本日の議事日程を議会運営委員会の報告のとおり追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程は、お手元に配付の議会運営委員会の報告のとおり、追加することに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（野村祐司議員） これから、諸般の報告を行います。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告をする）

(報告文の記載を省略する)

行政報告

○議長（野村祐司議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。資料をお手元に配布済みのことと存じますのでご高覧のほどお願いいたします。10点でございます。

まず1点目、令和4年度特別交付税交付額の決定についてでございます。令和4年度の決定額につきましては5億2960万4000円となりまして、対前年度比でいきますと3.2%、1645万5000円の増となったところでございます。増額の要因としましては地域おこし協力隊に伴う費用の増や、原油価格高騰対策に係る算定などが行われたことによるものでございます。

2点目でございます。令和4年度年間観光客入込み状況についてまとめましたのでご報告を申し上げます。全体でございますが181万9400人の入込みで、前年度比でいきますとプラスの71.3%、宿泊延数におきましては14万9500泊でございます。前年度比プラス42.1%となったところでございます。より一層の観光の復活に期待を寄せているところでございます。

3点目、災害協定の締結につきまして、国立大雪青少年交流の家様と3月28日に締結を行いました。内容につきましては災害発生時において、国立大雪青少年交流の家を防災拠点施設として活用するという内容でございます。締結をいただきました青少年交流の家様に心より感謝を申し上げます。4番目でございます。いわゆる企業版ふるさと納税に関しましてこのほど6社よりご寄附をいただきました。株式会社神奈川ボーリング工業、本社神奈川県海老名市でございますけれども50万円。ホクレン農業協同組合連合会様、札幌市でございますが100万円。大地コンサルタント株式会社様、旭川市でございますけど300万円。株式会社ドーコン様、札幌市で10万円。株式会社アイ・ディー・エフ様、旭川市で10万円。株式会社柴滝建築設計事務所、旭川市で10万円を、各ご寄附をいただいたところでございます。大変貴重な財源を賜りまして、今後地方創生美瑛町のまちづくりのために活用させていただきたいと存じます。6社の皆様方心より御礼を申し上げます。

5点目、町道における事故発生についてでございますが、2月14日午前7時20分頃、町道中央通り線で道路中央付近に残った堆雪部、雪の積もったところに乗り上げた車両が前方の

バンパー等を破損したとこういう事案でございます。負傷者は発生してございません。被害車両の補償につきましては、保険で対応させていただいたところでございます。

6点目、不発弾の発見についてでございます。3件ございます。3月28日、3月29日、4月17日、それぞれ美馬牛新栄、大町1丁目、福富間宮で不発弾が発見されました。いずれも陸上自衛隊第2師団による調査を行っていただいた結果、信管の一部が欠けているなどの爆発の危険性はなく、それぞれ第2師団に回収をいただいたところでございます。

7点目、水道管漏水に伴う断水の発生についてでございます。4月15日午後0時30分頃、美馬牛大成の美馬牛神社付近でございますが漏水がございまして、美馬牛大成地区の3戸が断水をしたところでございます。排水路線を変更して対処をしたところを翌日の午後3時30分頃には断水が全て解消されたところでございます。

8点目、公用車の事故についてでございます。4月20日午前6時30分頃、スクールバスセンター車庫内におきまして、バスの出庫の際後方確認が不十分のため車庫の支柱にバスの後部が接触をし、リアガラスが破損されたという事案でございます。負傷者はございませんでした。車両修繕につきまして保険にて対応したところでございます。

9つ目の報告です。火災の発生について4月25日午前0時45分頃、旭北星におきまして個人住宅において火災が発生し、木造家屋1棟約198平方メートルを焼損した事案でございます。被災された方に心よりのお見舞いを申し上げます。

10点目、水道料金の賦課漏れ事案についてご報告をいたします。内容につきましては、平成24年に設置された水道、一般農業用に係る料金1件につきまして賦課が漏れていたものがございます。賦課漏れの金額につきましては、16万6848円。そのうち、遡及納入額につきまして3万3120円となっているところでございます。賦課漏れの原因につきましては、記載のとおりでございますけれども、給水工事が終了した後に水道整備室の職員が水道料金等を徴収業務の受託者への連絡ミスがあったというものでございます。対応につきましては対象となられた方に対しまして、お詫びと経緯をご説明申し上げます。その上で遡及分の水道料金の納入について温かいご理解を賜ったところでございます。業務の連絡ミスによりまして町民の方にご迷惑をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げます。

行政報告につきましては、以上でございます。ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

日程第13 議案第1号 専決処分について

○議長（野村祐司議員） 日程第13、議案第1号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第1号の提案理由についてご説明します。議案集は1頁から24頁になります。今回の専決処分につきましては、令和4年度美瑛町一般会計補正予算第12号について令和5年3月31日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容につきましては地方譲与税、各種交付金などの額の確定による増減、特別交付税などの交付金額が確定したことによる基金への積立、電子地域通貨運営事業チャージ金額の確定による追加、寄附金をまちづくり基金に積み立てる追加、歳出の事業費確定に伴う地方債の減額、財源調整などがございます。

それでは、はじめに議案を朗読し、その後内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに歳出からご説明いたします。議案集は15頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目地域振興費、補正額188万5000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第8目移住対策費、補正額はなく財源調整です。

第13目諸費、補正額922万8000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

議案集17頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1115万6000円の減額です。説明欄(1)福祉ハイヤー借上事業は事業費確定による減額。説明欄(2)(3)の給付金事業につきましては、給付額確定による減額です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額278万4000円の減額です。説明欄(3)を除く各事業につきましては事業費確定による減額です。説明欄(3)施設型給付費事業は、公定価格の増加による負担金113万円の追加です。

第2目保育所費、補正額62万4000円の減額です。事業費確定による減額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目医療扶助費、補正額はなく、財源調整です。

議案集19頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額310万4000円の減額です。説明欄各事業、事業費確定による減額です。

第3目畜産業費、補正額148万5000円の減額です。草地畜産基盤整備事業の事業費確定による減額です。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額25万9000円の減額です。道営事業の事業費確定による補助金の減額です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額3123万3000円の追加です。説明欄(1)商店街活性化事業及び(3)自動車運送事業者支援事業は、事業費確定による減額補正です。説明欄(2)電子地域通貨運営事業につきましてはチャージ金額確定による負担金3696万2000円の追加です。第3目観光費、補正額289万4000円の減額です。事業費確定による減額補正です。

議案集の21頁になります。第5目、ビルケの森費は、補正額はなく、財源調整です。

第6目、交流推進費、補正額346万9000円の減額です。丘のまちフェスティバル事業、事業費確定による減額です。

第2項文化スポーツ振興費、第4目郷土学館費、補正額はなく、財源調整です。

第6目、保健体育総務費、補正額31万9000円の追加です。町民スキーリフト助成事業について、利用実績の増による追加補正です。

第8目イベント推進費、補正額1019万7000円の減額です。事業費確定による減額です。

第8款土木費、第2目道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額105万1000円の減額です。備考欄各事業、事業費確定による減額です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額81万1000円の減額です。事業費確定による減額です。

第4目除雪対策費、補正額はなく、財源調整です。

第5目交通安全施設費、補正額110万円の減額です。事業費確定による減額です。

議案集の23頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費及び第4項社会教育費、第3目図書館費は、ともに補正額はなく、財源調整です。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額はなく、財源調整です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額1億514万5000円の追加です。財源確保による基金積立金の追加です。

第2目財政調整基金費、補正額2000円の追加です。基金運用利子を積み立てるものです。

第7目光ファイバーテレビ放送網管理基金費、補正額7000円の減額です。加入実績がなかったことによる減額です。

第8目森林環境譲与税基金費、補正額46万9000円の減額です。森林環境譲与税の額の確定による減額です。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額4112万4000円の追加補正です。積立金の内訳につきましては、一般寄附が1件30万円。まちづくり寄附が2289件で3732万4000円。企業版ふるさと納税が4件で350万円。合計4112万4000円の寄附金を基金に積み立てるものです。

次に、事項別明細の歳入についてご説明をいたします。議案集の7頁にお戻り願います。

歳入、第2款地方譲与税、第1項地方揮発譲与税、補正額80万8000円の追加です。譲与税額確定による追加補正です。

第2項自動車重量譲与税、補正額207万7000円の追加です。譲与税額確定による追加補正です。

第3項森林環境譲与税、補正額47万円の減額です。譲与税額確定による減額補正です。

第3款利子割交付金、第1項利子割交付金、補正額58万3000円の減額です。交付金確定による減額補正です。

第4款配当割交付金、第1項配当割交付金、補正額155万4000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金、補正額146万8000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金、補正額987万6000円の追加です。交付金の確定による追加補正です。第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金、補正額3248万1000円の追加です。説明欄(1)の地方消費税交付金は1032万5000円の追加。(2)地方消費税交付金社会保障対策分につきましては2215万6000円の追加で、交付金の確定による追加補正です。

第8款環境性能割交付金、第1項環境性能割交付金、補正額427万2000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

議案集の9頁になります。第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、補正額207万7000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第2項、地方税減収補填交付金、補正額191万円の追加です。固定資産税に係る新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の額の確定による追加です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1億5217万1000円の追加です。特別交付税確定による追加補正です。

第11款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金、補正額26万4000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目総務費負担金、補正額7000円の減額です。光ファイバーテレビ加入実績がなかったことによる皆減です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額716万2000円の追加です。青い池駐車場使用料確定による追加補正です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金。補正額20万円の減額です。交付金の確定による減額です。

第2目民生費補正、民生費補助金、補正額900万円の減額です。補助金及び交付金の確定

による減額です。

第4目農林水産業費補助金、補正額10万7000円の減額です。道営事業に係る対象事業費の確定による減額です。

第5目土木費補助金、補正額275万9000円の追加です。事業費の確定及び除雪対策事業交付金の追加交付に伴う追加補正です。

第7目、商工費補助金、補正額555万9000円の減額です。サイクルスポーツ関係事業費確定による地方スポーツ振興費補助金の減額です。

議案集の11頁になります。第15款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額27万5000円の減額です。出産・子育て応援交付金の確定による減額補正です。

第4目農林水産業費補助金、補正額5万円の減額です。次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金の確定による減額補正です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、補正額6000円の追加です。各種基金運用利子の確定による追加補正です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額4112万4000円の追加補正です。説明欄1、寄附金につきましては一般寄附30万円の追加補正。説明欄2、まちづくり寄附金は、ふるさと納税に係る寄附金2289件分、3732万4000円の追加です。令和4年度のまちづくり寄附金につきましては、合計件数は1万7947件で、合計金額3億134万2045円となりました。説明欄3、企業版ふるさと納税寄附金につきましては4社、350万円の追加補正です。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額1億5185万1000円の減額です。各基金充当事業の事業費確定による繰入金の整理でございます。

第20款諸収入、第4項受託事業収入、第2目、農林水産業費受託事業収入、補正額267万9000円の追加です。草地畜産基盤整備事業の事業費確定による受託金の追加です。

第5項雑入、補正額3611万4000円の追加です。

説明欄1、いきいきふるさと推進事業助成金は、事業費確定による減額。説明欄2、Beコインチャージ金につきましては、額の確定による追加補正。説明欄3、その他雑入は財源調整です。

議案集の13頁になります。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額320万円の減額です。地域活性化推進事業の事業費確定による、過疎対策債ソフト分の減額補正です。

第2目民生債、補正額350万円の減額です。高齢者等福祉支援事業及び子育て支援事業の事業費確定による過疎対策債ソフト分の減額補正です。

第3目衛生債、補正額360万円の追加です。児童等福祉支援事業の事業費確定による過疎対策債ソフト分の追加です。

第5目商工債、補正額750万円の減額です。第1節の商工債の交流推進事業債は事業費確定による減額。第2節の文化スポーツ振興債では、イベント推進事業が各種イベント事業費確定による減額補正です。

第6目、土木債、補正額170万円の減額です。備考欄各事業事業費確定による減額補正です。

第7目教育債、補正額890万円の追加です。各過疎対策事業債ソフト事業費分が確定したことによる、借入限度額全体額の調整に伴う追加補正です。

次に、議案集の5頁になります。第2表繰越明許費補正です。令和5年度に繰り越して事業を実施するものです。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

追加、第3款民生費、第1項社会福祉費、介護予防・日常生活支援総合事業、2万6000円。第7款商工費、第1目商工費、電子地域通貨行政ポイント事業、312万1000円。合計314万7000円。

次に議案集6頁になります。第3表地方債補正です。変更前の地方債の総額7億5927万5000円から340万円を減額し、変更後の地方債の総額を7億5587万5000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ読み上げ、個別の事業名は省略をさせていただきます。

第3表地方債補正、(変更)、辺地対策事業、変更前限度額2億1500万円、変更後限度額2億1370万円。過疎対策事業、変更前限度額2億9780万円、変更後限度額2億9570万円。合計、変更前限度額7億5927万5000円。変更後限度額7億5587万5000円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

3頁から4頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略をさせていただきます。議案第1号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。議案集の15頁から24頁まで。はじめに令和4年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番青田議員。

○6番(青田知史議員) はい、6番青田でございます。よろしくお願いいたします。2つ、まずですね、2款1項13目諸費、説明欄(1)美瑛高等学校教育環境振興補助事業について伺います。4年前も同じような質疑があったかと思うんですけども、令和4年度でですね予算1,140万円のところ、今回マイナスの372万8,000円ということで、減額補正になっております。それでこちらの方なんですけれども、生徒数の減少とかっていうような課題はあるということで認識してるんですけども、まずもってこちらの方ですね、どのような内容で減

額、およそ33%弱ですね、減額になったのか伺いたと思います。

また、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄(1)福祉ハイヤー借上事業について伺います。こちら事業概要につきましては、高齢者、重度と重度以外の障がい者の方たちの日常生活の利便性向上ということで、通院や買い物の福祉助成、ハイヤーへの助成ということで令和4年度1,011万5,000円計上になっておったかと思うんですけども、こちら、今回、約325万6,000円ですね減額補正になっておりまして、コロナ禍もいろいろあるかと思うんですけども、どこの対象者の方、高齢者を恐らく960万円ぐらいと障がい者が50万円ぐらいで予算組み込まれてるかと思うんですけども、高齢者がどの程度、何ていうんですかね、利用がなかったのかだとか、その辺り把握していれば、まずその2点について伺いたと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) はい、まず私の方から美瑛高等学校教育環境補助事業について、減額の要因というところでのご質問がございましたのでお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおりですね、まず総体的に生徒の数が減っているということですね。特に美瑛高校については、令和4年度対比でもマイナス22名と、全校生徒の在籍がですね。そういった大きな生徒数の減少がございます。そういった中で学校ですね、間口の維持、それから将来的な学校そのものの存続というところでの、いろいろ支援等をですね、行っているというところですが、いろいろな学区内の、旭川市内含めて学区内ですね、公立・私立のそういった通学環境の変化等もございまして、なかなか生徒数の増加に至ってないというところが大きな要因でございます。それで当初予算で見込んでいた生徒数よりも予想を上回ってですね、減少してしまったということでの減額ということでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) ご質問の福祉ハイヤーの関係のご答弁させていただきたいと思います。こちらの内容につきましてはですね、議員おっしゃられるとおりですね、減額幅、毎年大体これぐらいの金額を執行しなかったという形で減額させていただいてる経緯がございます。この中につきましてはですね、当初予算の中に計上させていただいた1,000万相当の金額、その想定制度、それと今回、実際に申請していただいてそれを許可し、それで実際にチケットを配布させていただいて、その使用率という考え方でいきますと、使用率自体はですね、70数%でコロナ禍で思い切り減ったという考え方ではございません。確かに、過去経緯でいきますと80%程度上がった経緯もありますが、平均すれば大体この程度なのかなというところで、あと、高齢者、障がい者の方々につきましては大体同じ程度の推移でいける

のかなというような考え方を今持っているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番青田議員。

○6番(青田知史議員) はい、答弁いただきました。美瑛高校の本当に生徒数の減少についてはですね、本当にこう、今年度といいますか、本当に生徒数の減少、本当にこう、課題といいますかね、本当に注視しなきゃならない、何とかしなきゃならないとそういう思いで私いるんですけども、今回の補助の中で、やはり大学進学に対する補助だとか、そういうのもこう含まれたかと思うんですけども、それについて、その取組をですね、こう、感覚といいますかね、予想以上にこう、そういう生徒数が下がったとしても、例えば大学進学に対してのそういう補助が増えているだとか、総体的には同じように減ってるだとか、そのような何か受け止め方、やはりこう、モチベーションにつながってるのかどうかってのは私ちょっと気になってるところがありまして、ただ単に補助すればいいってそういうことではないと思うんですよ。それからそれが果たして生徒たちにとってやる気に結びついているのかどうか、担当課としてどう受け止めているのか、その辺りについて伺いたいと思います。

また、福祉タクシーについてはですね、今回その、高齢者も障がい者も同じぐらいの比率で下がっていると今説明いただきましたけれども、町内と町外というか、金額も確か違いましてね、1万円と2万円という風に分かれてたかと思うんですけども、その区分の中で差異はあるのかどうか、その点についてちょっと突っ込んだ質問になるかと思うんですけども、伺いたいと思います。以上、お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) まず、美瑛高校の支援に対する評価という部分でございますが、ご指摘のとおり、進学者給付型の奨励金、こういった支援のメニューも揃えてサポートしてるわけですけども、実は進学の率等につきましては、その年その年によってですね、かなり変動しているのが現状で、一律にですね、進学の割合が多いとか、就職の割合が多いとかですね、なかなかちょっと言いづらい部分もございます。ただ、美瑛高校についてはキャリア教育にかなり力を入れておりまして、就職者につきましては、旭川市内、近隣ですね、会社からもかなり高い生徒の評価をいただいておりますので、引き続きキャリア教育という部分については、学校としてもですね、力を入れていくという方針でございます。

それでもう1つ、ご指摘のとおりですね、単なる金額の支援だけではですね、もうこの先ですね、なかなかその同様のですね、小規模高校とですね、差別化がなかなか図れないという状況が出てきておりますので、今後ですね、金銭的な支援だけではなくてですね、違った視点での支援ということで、今いろいろちょっと相談等もしながらですね、この先の方策等を検討し

ているという段階でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) ご質問でございます、地方部、それと市街部、こちらの話、当然、令和2年度にも見直しをかけさせていただきましてですね、3年度からチケットの枚数や何かは変わっているところがございますが、その中身につきましてですね、これからちょっとチケットの中身分析させていただいて、適正な枚数、なおかつ、全体額みたいな形をこれから考えさせていただきたいと考えてございますが、やはり地方部におきましてもですね、スクールバス等がかかっているところの住宅とか、いろんな要素が入っていると思いますので、その辺も踏まえながらいろいろ考えていきたいと考えてございます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の7頁から14頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番青田でございます。6款1項1目法人事業税交付金について、まず伺います。こちら地方税法の規定によりまして、法人事業税の収入の一部について、道の方から交付になると、そのような認識でおるんですけれども、今回、1,487万6,000円、補正の前の金額についてはこのような金額で毎年なってるかと思うんで、それについてはいいんですが、前年度と比べますと、令和3年度の決算においては1,200万ほどの交付額だったと。それが今回こう上振れているんですけれども、その中身としてどのように捕捉されているのか。例えば法人事業者数が増えているものなのか、申告額が増えているものなのか、企業誘致でそれが例えば増えただとか、そのような捉え方、様々あるかと思うんですけれども、それによって町内経済の景気回復、あるいは動向、そのような、何て言うんですかね、呼吸を感じれるんじゃないかなと私自身思っているんですけれども、どのような認識でおられるのか伺いたと思います。

また、次がですね、13款1項4目の商工使用料、716万2,000円の増額ということで補正になっております。1億4,200万円ですね、青い池駐車場の使用料ということで計上になっております。たくさんの方が、観光客戻ってこられているとそのような認識でおります。

先達て私、奈良の方からですね美瑛町の図書館に多額の寄附をいただいている方がおりますの

で、その方を案内して青い池行ってきました。そうするとですね、階段前の掲示物、本当に暖かい日だったんですけども、凍結路面に注意と、そのような掲示が残っていたり、あとあるいはその、方向、誘導のですね、ポスター掲示、これが何て言うんですかね、割れているというのか、剥がれているというのかそういうようなところで、数多くの観光客が来る割にはですね、その辺のところをちょっといかなものかなという感じたところがありました。歳入の部分でちょっと聞くのもどうかとは思ったんですけども、印象としてそういう風に受け止めております。その辺りについての認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 法人事業税交付金の増額となりました要因につきましては、基本的には法人事業税全体額、総額が年々上昇してきてるといった部分とですね、令和元年度の税制改革において、地方法人特別税ということで納めていたものが、法人事業税という形に切りかわってですね、令和2年度からスタートした税制になっております。これが、市町村に配分となる基準がですね、令和2年度当初につきましては、法人税割が100%の算定基準になっていたものですね、事業者数割がですね、令和3年度、4年度という風に算定の根拠に入ってきてまして、3年度、4年度につきましては事業者数割のウエイトが増えてきたというようなことで、事業者数については事業所統計を基に出してる数字なんですけども、その数字を基に算出したことによって、法人事業税交付金が増えてきているという風な推察をしているところでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまご質問いただきました、商工使用料の部分の青い池の駐車場の使用料の部分で議員ご指摘いただきましたように、青い池の駐車場のですね掲示物について、冬期間のですね注意事項を貼ったようなものが未だに残ってるんじゃないかということで、それをご指摘いただきまして我々の管理、非常に甘い部分があったと思って反省しております。そういったですね、観光客の皆さんに恥ずかしくないようなですね駐車場の体制についてですね、今後とも注意して運営していきたいと思っております。

また、今年度につきましてもですね、今、なかなかその看板が必要に応じて立てていたり、ラミネートしたものを立てたりという、非常にこう、あんまり見栄えのいいものでない部分も非常にあるということは認識しておりますので、統一したですねあんまり乱立しない看板で、利用者の方にですね、理解いただけるようなものを考えて整理していきたいと思っておりますので、ご指摘いただきましてありがとうございます。今後とも、管理にですね十分注意していきたいという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁いただきました。まず法人事業税交付金について再質させていただきます。確かに令和2年度の税制改正ですね、交付額582万1,000円ということで、これは本当に基準に則って、そしてその後制度が変わってるということで理解してるんですけども、例えば私の感覚なんですけれども、農業法人が増えて、そしてそれで個人から法人になったりだとかっていうところで申告額が増えてるだとかって、そのようなですね、必ずその何て言うんですかね、経済動向というのは恐らくあると思うんですよ。それをやはり、産業連関表で大きな捉え方をして、プラスしてこのような税収で出すとか交付額に基づいてですね、町政を運営していくとか、そのような感覚というのは、やはりこう各課においても、しっかりと把握していただく必要があるんじゃないかなという風に、今回これ交付額、あくまでも例ですけども、その辺りについてやはり理事者もしっかりですね、把握していただきながら、町政に向かっていっていただきたいということがあって、認識について伺いたいと思います。

また、今の青い池の駐車場ですけども、今、見栄えという風におっしゃっていただきました。やはり見栄えですね、いろんな方行ったときに、恐らくもう少しお金をかけて、きちんとしたものを設置すると、そのようなことが簡単に言ったら解決策になるのかなと思っております。その辺、期待しておりますので、その辺りについて再度答弁いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 私の方から答弁申し上げます。法人事業税交付金につきまして、貴重なご指摘をいただいたと思って受け止めているところでございます。議員からもご指摘いただきましたように産業連関表等々、ビッグデータのものはこれまで集めて、美瑛町内の産業構造がどうなってるのかというところには手をつけてきているつもりでございます。それを更に肉付けして手厚くするのは、まさにご指摘いただいたような、こういうようなミクロの部分で見ていって、そこを通じて統計的にもより産業の実態が把握できるということがあるということをお受け止めさせていただきましたので、各課、各担当においてそれぞれが可能な分野があると思いますので、より一層の町内経済の実態把握に努めてまいり、よりその改善、発展につなげていきたいと考えているところでございます。

また、青い池駐車場周辺の環境整備でございますけれども、こちら利用者の方から貴重な使用料を頂戴しているわけでございますので、当然、それに応えた環境整備をしていかなきゃいけない責務は私たち負っているところでございます。看板、誘導案内等を含めてより分かりやすく、また景観に配慮した美しいものにしていくということはもちろんでございますけれども、頂いた使用料をどこにどのように使っていくのかということをより明確化して皆さまのご

理解を得る、そういうような取組も今後更に進めなければいけないと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の1頁から6頁まで。議案第1号本文並びに令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第12号）の条文、第1表歳入歳出予算補正並びに第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正についての質疑を許します。

（「はい」の声）

6番青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番青田でございます。5頁、第2表繰越明許費補正について伺います。7款1項商工費、電子地域通貨行政ポイント事業312万1,000円、こちらの9つの事業があったかと思えます。大きなものとしては移住定住で304万円、チャージ促進で300万円となっております、今回の繰越明許に至った理由とですねその事業、どの事業でこの312万1,000円になっているのか内訳等が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 3時48分）

再開宣告（午後 3時50分）

再開します。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 申し訳ありません。詳細の内訳につきましてご説明をさせていただきます。主なものとしたしましては、移住対策として行っておりますテレワーク事業の際に、Beコインを付与する事業に対しまして177万8,000円を繰り越す、後、チャージ金につきましては、121万1,000円を5年度に繰り越すと。その他につきましては、行政のボランティアポイントということで、残りの部分は繰り越させていただきたいという風に考えているところでございます。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第1号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第1号の件を採決します。議案第1号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第1号の件は承認することに決定しました。

日程第14 議案第2号 専決処分について

○議長(野村祐司議員) 日程第14、議案第2号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長(高木比斗志君) 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明させていただきます。議案集につきましては25頁から31頁となります。

今回の専決処分につきましては、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算、第3号におきまして、令和5年3月31日に専決処分をしたため、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするところがございます。専決内容につきましては、老人保健施設事業基金における預金利子の予算計上と、これに伴う、老人保健施設事業基金積立金の増額のものであります。

初めに、議案条文を朗読させていただきます、その後、内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

初めに歳出から説明させていただきます。30頁、31頁になります。第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金になります。

説明欄(1)老人保健施設事業特別会計基金の運用管理事業では歳入における、財産運用の収入における利子に係る増額分に伴う当該積立金の増額となります。

次に歳入の説明させていただきます。議案集の28頁29頁になります。第1款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金として1000円を計上するものです。具体的には、老人保健施設事業基金の預金利子となります。27頁の第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。議案集の25頁から31頁まで。議案第2号本文並びに令和4年度美瑛町老人保健施設事業、特別会計補正予算第3号条文、第1表歳入

歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号の件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これから日程第14、議案第2号の件を採決いたします。

議案第2号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第2号の件は承認することに決定いたしました。

日程第15 議案第3号 専決処分について

○議長(野村祐司議員) 日程第15、議案第3号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第3号の提案理由についてご説明します。議案集は32頁から38頁になります。

今回の専決処分につきましては、令和5年度美瑛町一般会計補正予算第1号について、令和5年4月27日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の追加補正です。

それでは初めに議案を朗読し、その後内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに歳出からご説明いたします。議案集は37頁になります。

歳出、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額590万円の追加です。低所得の子育て世代に対し、対象児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援給付金事業実施による追加補正です。

次に事項別明細書の歳入について説明いたします。35頁になります。

歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2項民生費補助金、補正額590万円の追加です。特別給付金事業の実施による交付金の追加補正です。34頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略させていただきます。

議案第3号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員）　これから質疑を行います。議案集の37頁及び38頁。

はじめに、令和5年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の35及び36頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の32頁から34頁まで。議案第3号本文並びに、令和5年度美瑛町一般会計補正予算第1号の条文及び第1表歳入歳出補正予算についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

これで、議案第3号について質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第3号の件を採決いたします。議案第3号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。

したがって、議案第3号の件は承認することに決定をいたしました。

休憩します。

休憩宣告（午後 4時02分）

再開宣告（午後 4時02分）

再開いたします。

○議長（野村祐司議員） 日程第16、議案第4号、監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。本件について、提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案集は39頁になります。議会議長から選出いただいている監査委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任するに当たっての議会の同意をお願いするものでございます。

それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第4号の件を採決します。議案第4号、監査委員の選任についての件を同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は同意することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩宣告（午後 4時05分）

再開宣告（午後 4時05分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

追加日程第16の2 発議第3号 美瑛町議会議会報特別委員会の設置について

○議長（野村祐司議員） 追加日程第16の2、発議第3号、美瑛町議会議会報特別委員会の設置についての件を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

10番八木委員。

(10番 八木 幹男議員 登壇)

○10番(八木幹男議員) 朗読をもって提案にかえさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。八木幹男議員ほか2人から提出のありました、美瑛町議会議会報特別委員会の設置についての件を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。

したがって、八木幹男議員ほか2人からの提出の美瑛町議会議会報特別委員会の設置についての件は、可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(午後 4時08分)

再開宣告(午後 4時09分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

おはかりします。ただいま設置されました、美瑛町議会議会報特別委員会の委員の選任については、美瑛町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、美瑛町議会議会報特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

しばらく休憩をいたします。

休憩宣告(午後 4時10分)

再開宣告(午後 4時19分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会報特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。美瑛町議会議会報特別委員会の委員長に青田知史議員。

副委員長に白石久代議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

追加日程第16の3 所管事務調査の申し出について

○議長（野村祐司議員） 追加日程第16の3、所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件について、総務文教常任委員会委員長八木幹男議員、産業経済常任委員会委員長山本賢一議員、議会運営委員会委員長杉山勝雄議員から、所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件について、各委員長からの申出のとおり承認したいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申出のとおり、承認することに決定をいたしました。

なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認をしたいと思いますので、了承をお願いいたします。

閉会宣告

○議長（野村祐司議員） これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和5年第2回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（野村祐司議員） それでは、初議会の閉会にあたりご挨拶を申し上げます。本臨時会は、これから4年間の議会運営を行っていく上で重要な議会構成を主にご審議をいただきました。ありがとうございました。議員各位のご協力により、ただいま閉会を宣言できましたことは、喜びに堪えないところでございます。今後におかれましても、議員各位が美瑛町民の代表として、その重責を全うされ、本町の発展と町民の皆さんの福祉の増進のため、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。本日は本当にありがとうございました。

午後 4時21分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年6月23日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

(臨時議長)
議員 武田 信玄

議員 青田 知史

議員 山本 賢一